

市第92号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市磯子公会堂	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
横浜市都筑公会堂	埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番13号	都筑公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役社長 野原 治人	同

提 案 理 由

横浜市磯子公会堂及び横浜市都筑公会堂の指定管理者を指定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

都 筑 公 会 堂 運 営 管 理 グ ル ー プ の 構 成 員

- 1 埼玉県行田市行田 22 番 10 号

株式会社サンワックス

代表取締役社長 野原 治 人

- 2 東京都杉並区上高井戸 2 丁目 17 番 27 号

一般社団法人アーツスプレッド

代表理事 三 谷 温

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）